

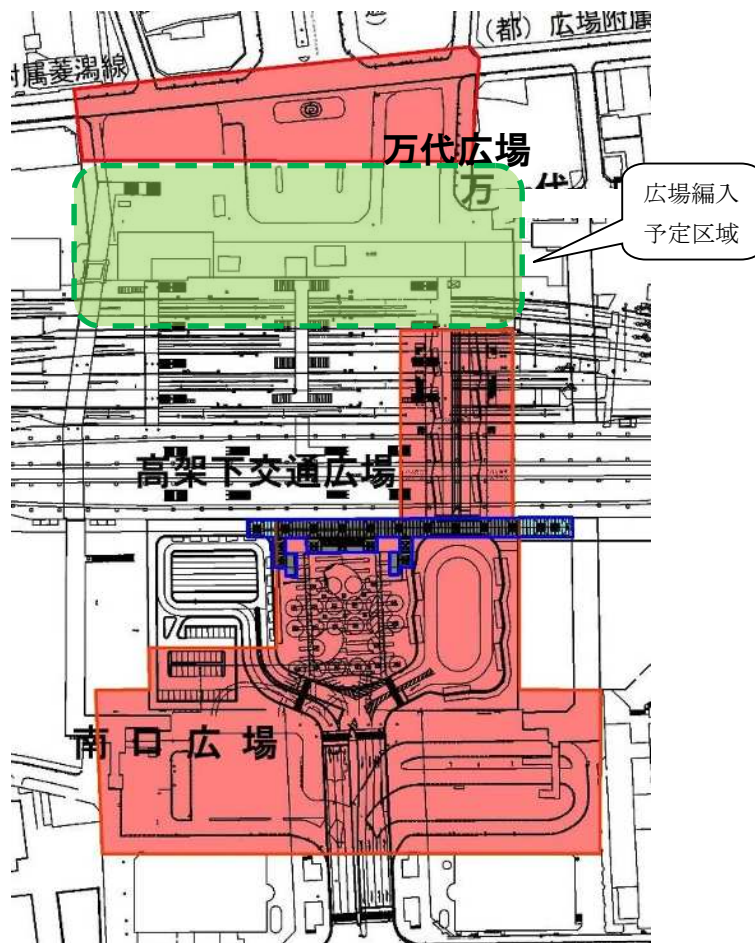
新潟市新潟駅前広場条例の一部改正(案)

1 改正の趣旨

新潟市が設置している新潟駅前広場(新潟駅万代広場、新潟駅南口広場、新潟駅高架下交通広場)において、近年、広場内をスケートボード等で走行するなど広場利用者・歩行者への危険行為や迷惑行為、施設・設備を傷つけるなどの事案が急増しています。

新潟市の顔であり、玄関口である新潟駅前広場の安全と快適な利用環境を確保するため、条例の一部を改正し、禁止行為を明確化するとともに違反した場合の入場の制限等に関する規定を新たに設ける改正を行います。

【条例対象区域】



※現在区域設定されていない緑色の箇所も含め将来的に着色箇所全域が対象となります。

2 改正のポイント

- ①第1条の2として「入場の制限等」に関する規定を新たに設けます。
- ②現行第2条中に「スケートボード」等を追加して禁止行為を明確化します。

3 改正条項の説明

①「入場の制限等」に関する規定の追加

【改正案】（新たに追加）

（入場の制限等）

第1条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広場に入場しようとする者の入場を禁じ、又は広場に入場している者の退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合**
- (2) 施設又は設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認める場合**
- (3) 次条の規定に違反した場合**
- (4) その他広場の管理運営上支障があると認める場合**

○市民の皆さんや新潟駅の利用者、新潟市を訪れた方々などが新潟駅前広場を安全で快適に利用することができるよう、各号に該当すると認められる場合に広場への入場制限を行うことができる規定を設けます。

○第3号は、禁止行為を行う者の入場を禁じ、又は現に禁止行為を行っている者へ退場を命じることができる規定です。禁止行為の内容は次の第2条で明確に定めます。

②禁止行為の明確化

【現行】

（行為の禁止）

第2条 広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損するおそれのある行為をすること。
- (2) ごみ、汚物、土石、竹木等を棄てること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が広場の管理上支障があると認める行為をすること。



【改正案】

（行為の禁止）

第2条 広場を利用する者（以下「利用者」という。）は、広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を**毀損し、又は**汚損するおそれのある行為をすること。
- (2) ごみ、汚物、土石、竹木等を棄てること。
- (3) 球戯、スケートボード、ローラースケート、バイク、自転車、モトクロスその他これらに類する行為をすること。**
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が**広場の管理運営上**支障があると認める行為をすること。**

○広場内のスケートボード走行などの危険行為や迷惑行為は、現行条例においても「市長が広場の管理上支障があると認める行為」として禁止行為と位置づけています。

○しかし、危険行為や迷惑行為の定義や程度は人により様々な解釈が可能であり、現在も看板の設置やパトロールなどにより禁止行為であると警告を行っていますが、その効果は十分ではありません。

○そこで、誰もが客観的に禁止行為であると判断できるよう、危険行為や迷惑行為、その他広場の安全で快適な利用を妨げると認められる行為とはどのような行為であるかを条例で明確に定めます。

○禁止行為を行う者に対しては、第1条の2に規定した入場の制限等の規定が適用されます。これにより、現在は禁止行為をやめさせることしかできませんでしたが、禁止行為を行っている者の滞在を拒み退場を命じたり、禁止行為を行う目的の入場を禁止することができるようになります。

○また、条例で明文化することで市の姿勢を示し、禁止行為の抑止とこれに伴う事件や事故、施設・設備の毀損事案を未然に防ぎたいと考えています。

○なお、スケートボード等の「持ち込み」自体を禁止するものではないため、スケートボード等による走行をせず、鉄道やバスの乗降などのために、スケートボード等を荷物として持ち運び、移動ルートとして広場内を通行することを禁止するものではありません。

以上